

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (省略)</p> <p>第3章 財産の評価 (省略)</p> <p>第4章 申告及び納付 (省略)</p> <p>第5章 更正及び決定 (省略)</p> <p>第6章 延納及び物納 (省略)</p> <p>第7章 雑則 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (同左)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (同左)</p> <p>第3章 財産の評価 (同左)</p> <p>第4章 申告及び納付 (同左)</p> <p>第5章 更正及び決定 (同左)</p> <p>第6章 延納及び物納 (同左)</p> <p>第7章 雑則 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p> <p>第19条の2（配偶者に対する相続税額の軽減）関係</p> <p>（財産の分割の協議に関する書類）</p> <p>19の2—17 相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号。以下「法施行規則」という。）第1条の6第3項第1号に規定する「財産の分割の協議に関する書類」とは、当該相続に係る共同相続人又は包括受遺者がその相続又は遺贈に係る財産の分割について協議をした事項を記載した書類で、これらの者が自署し、これらの者の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるが、共同相続人又は包括受遺者が民法第13条第1項第10号（<u>保佐人の同意を要する行為等</u>）に規定する制限行為能力者である場合には、その者の特別代理人又は法定代理人がその者に代理して自署し、当該代理人の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるから留意する。</p> <p>第19条の3（未成年者控除）関係</p> <p>（未成年者控除）</p> <p>19の3—1 法第19条の3第1項の未成年者控除の規定は、財産を取得した者が相続を放棄したことにより相続人に該当しないこととなった場合においても、その者が無制限納税義務者で20歳未満（注）の者に該当し、かつ、当該被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）に該当するときは、適用があることに留意する。</p> <p>（注）令和4年4月1日以後に相続又は遺贈により財産を取得する者については、18歳未満。</p> <p>（婚姻した者の未成年者控除）</p> <p>19の3—2 法第19条の3第1項の未成年者控除の規定は、<u>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）</u>による改正前の民法第753条（<u>婚姻による成年擬制</u>）の規定により成年に達したものとみなされた者についても適用があるのであるから留意する。</p> <p>（胎児の未成年者控除）</p> <p>19の3—3 民法第886条に規定する胎児が生きて生まれた場合におけるその者の未成年者控除額</p>	<p style="text-align: center;">第2章 課税価格、税率及び控除</p> <p style="text-align: center;">第1節 相続税</p> <p>第19条の2（配偶者に対する相続税額の軽減）関係</p> <p>（財産の分割の協議に関する書類）</p> <p>19の2—17 相続税法施行規則（昭和25年大蔵省令第17号。以下「法施行規則」という。）第1条の6第3項第1号に規定する「財産の分割の協議に関する書類」とは、当該相続に係る共同相続人又は包括受遺者がその相続又は遺贈に係る財産の分割について協議をした事項を記載した書類で、これらの者が自署し、これらの者の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるが、共同相続人又は包括受遺者が民法第20条（<u>制限行為能力者の相手方の催告権</u>）の規定による制限行為能力者である場合には、その者の特別代理人又は法定代理人がその者に代理して自署し、当該代理人の住所地の市区町村長の印鑑証明を得た印を押しているものをいうのであるから留意する。</p> <p>第19条の3（未成年者控除）関係</p> <p>（未成年者控除）</p> <p>19の3—1 法第19条の3第1項の未成年者控除の規定は、財産を取得した者が相続を放棄したことにより相続人に該当しないこととなった場合においても、その者が無制限納税義務者で20歳未満の者に該当し、かつ、当該被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人（相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人）に該当するときは、適用があることに留意する。</p> <p>（婚姻した者の未成年者控除）</p> <p>19の3—2 法第19条の3第1項の未成年者控除の規定は、民法第753条（<u>婚姻による成年擬制</u>）の規定により成年に達したものとみなされた者についても適用があるのであるから留意する。</p> <p>（胎児の未成年者控除）</p> <p>19の3—3 民法第886条に規定する胎児が生きて生まれた場合におけるその者の未成年者控除額</p>

は、200万円(注)となるのであるから留意する。

(注) 令和4年4月1日以後に相続又は遺贈により財産を取得する者については、180万円。

(未成年者に相続税額がない場合の未成年者控除)

19の3—4 相続又は遺贈により財産を取得した者(制限納税義務者を除く。)が当該相続に係る被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)に該当し、かつ、20歳未満(注)の者である場合においては、その者について法第15条から第19条の2までの規定により算出した相続税額がない場合においても、その者に係る未成年者控除額は、法第19条の3第2項の規定によりその者の扶養義務者の相続税額から控除するものとする。

(注) 令和4年4月1日以後に相続又は遺贈により財産を取得する者については、18歳未満。

(法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」の意義)

19の3—5 法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」とは、相続又は遺贈により財産を取得した者(制限納税義務者を除く。)が当該相続(以下19の3—5において「今回の相続」という。)の前に開始した相続(当該開始した相続が2回以上あった場合には、最初の相続。以下19の3—5において同じ。)によって財産を取得した際に控除することができる未成年者控除額をいうのであるから留意する。

(注) 上記の「控除することができる未成年者控除額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める年数1年につき10万円の割で計算することに留意する。

(1) 今回の相続が平成27年1月1日から令和4年3月31日までの間に開始したものである場合
今回の相続の前に開始した相続の際のその者が20歳に達するまでの年数(所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第12条及び所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)第3条の規定による改正前の法第19条の3)

(2) 今回の相続が令和4年4月1日以後に開始したものである場合 今回の相続の前に開始した相続の際のその者が18歳に達するまでの年数(所得税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第6号)附則第23条第2項及び同法第3条の規定による改正後の法第19条の3)

第19条の4((障害者控除))関係

(障害者として取り扱うことができる者)

19の4—3 . . .

(1) . . .

(2) 交付を受けているこれらの手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための精神保

は、200万円となるのであるから留意する。

(未成年者に相続税額がない場合の未成年者控除)

19の3—4 相続又は遺贈により財産を取得した者(制限納税義務者を除く。)が当該相続に係る被相続人の民法第5編第2章の規定による相続人(相続の放棄があった場合には、その放棄がなかったものとした場合における相続人)に該当し、かつ、20歳未満の者である場合においては、その者について法第15条から第19条の2までの規定により算出した相続税額がない場合においても、その者に係る未成年者控除額は、法第19条の3第2項の規定によりその者の扶養義務者の相続税額から控除するものとする。

(法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」の意義)

19の3—5 法第19条の3第3項に規定する「第1項の規定による控除を受けることができる金額」とは、相続又は遺贈により財産を取得した者(制限納税義務者を除く。)が当該相続の前に開始した相続(当該開始した相続が2回以上あった場合には、最初の相続。以下19の3—5において同じ。)によって財産を取得した際に控除することができる未成年者控除額をいうのであるから留意する。

(注) 上記の「控除することができる未成年者控除額」は、当該相続の前に開始した相続が平成26年以前であっても、平成25年法律第5号附則第12条の規定により、現行の法第19条の3第1項の規定を適用し、当該相続の前に開始した相続の際のその者が20歳に達するまでの年数1年につき10万円の割で計算することとされている。

第19条の4((障害者控除))関係

(障害者として取り扱うことができる者)

19の4—3 . . .

(1) . . .

(2) 交付を受けているこれらの手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるための精神保

健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第2項第1号（精神障害者保健福祉手帳）に規定する医師の診断書若しくは同項第2号に規定する精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類又は身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項若しくは戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）第1条第4号（手帳の交付の請求）に規定する医師の診断書により、相続開始の時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載される程度の障害があると認められる者であること。

第2節 贈与税

第21条の6（贈与税の配偶者控除）関係

（居住用不動産の範囲）

21の6—1 . . .

(1) . . .

(2) 受贈配偶者がその者の専ら居住の用に供する家屋の存する土地等のみを取得した場合で、当該家屋の所有者が当該受贈配偶者の配偶者又は当該受贈配偶者と同居するその者の親族であるときにおける当該土地等

なお、この場合における土地等には、受贈配偶者の配偶者又は当該受贈配偶者と同居するその者の親族の有する借地権の設定されている土地（いわゆる底地）及び配偶者居住権の目的となっている家屋の敷地の用に供される土地等を含むことに留意する（(3)において同じ。）。

(3) . . .

第3節 相続時精算課税

第21条の9（相続時精算課税の選択）関係

（年の中途において贈与者の推定相続人になった場合）

21の9—4 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上(注)の者が同日において60歳以上の者の推定相続人になったこと（その者の養子になった場合など）から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5（措置法第70条の2の4を含む。）の規定の適用があることに留意する。

(注) 令和4年4月1日以後に贈与により財産を取得する者については、18歳以上。

健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第1項第1号（精神障害者保健福祉手帳）に規定する医師の診断書若しくは同項第2号に規定する精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類又は身体障害者手帳若しくは戦傷病者手帳の交付を受けるための身体障害者福祉法第15条第1項若しくは戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）第1条第4号（手帳の交付の請求）に規定する医師の診断書により、相続開始の時の現況において、明らかにこれらの手帳に記載される程度の障害があると認められる者であること。

第2節 贈与税

第21条の6（贈与税の配偶者控除）関係

（居住用不動産の範囲）

21の6—1 . . .

(1) . . .

(2) 受贈配偶者がその者の専ら居住の用に供する家屋の存する土地等のみを取得した場合で、当該家屋の所有者が当該受贈配偶者の配偶者又は当該受贈配偶者と同居するその者の親族であるときにおける当該土地等

なお、この場合における土地等には、受贈配偶者の配偶者又は当該受贈配偶者と同居するその者の親族の有する借地権の設定されている土地（いわゆる底地）を含むものであるから留意する（(3)において同じ。）。

(3) . . .

第3節 相続時精算課税

第21条の9（相続時精算課税の選択）関係

（年の中途において贈与者の推定相続人になった場合）

21の9—4 年の中途において、その年の1月1日において20歳以上の者が同日において60歳以上の者の推定相続人になったこと（その者の養子になった場合など）から、法第21条の9第4項の規定により相続時精算課税が適用されない贈与があるときにおける当該贈与により取得した財産に係る贈与税額は、暦年課税により計算することとなり、法第21条の5（措置法第70条の2の4を含む。）の規定の適用があることに留意する。

第4章 申告及び納付

第27条((相続税の申告書))関係

(相続税の申告書の提出義務者)

27—1 相続税の申告書を提出しなければならない者は、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下27—8までにおいて同じ。）によって財産を取得した者で、その取得した財産につき法第19条の2第1項並びに措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項、第69条の6第1項、第69条の7第1項並びに第70条第1項、第3項及び第10項の規定の適用がないものとして計算した場合において納付すべき相続税額があるものに限られるのであるから留意する。

第32条((更正の請求の特則))関係

(法第32条第1項第9号に掲げる「事由が生じたこと」の意義)

32—5 . . .

(注) 昭和45年7月1日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)137の2—4((納税猶予の任意の取りやめ)) (137の3—2により準用する場合を含む。)により、所得税法第137条の2第1項の規定による納税猶予の適用を受けている個人から、納税猶予の期限より前に、所轄税務署長に対し同項の規定による納税猶予の適用を取りやめる旨の書面による申出があり、かつ、その納税猶予分の所得税額に相当する所得税の全部の納付があった場合にも、当該納税猶予の期限が確定し、更正の請求ができることに留意する。

第4章 申告及び納付

第27条((相続税の申告書))関係

(相続税の申告書の提出義務者)

27—1 相続税の申告書を提出しなければならない者は、相続又は遺贈（当該相続に係る被相続人からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下27—8までにおいて同じ。）によって財産を取得した者で、その取得した財産につき法第19条の2第1項並びに措置法第69条の4第1項、第69条の5第1項、第70条第1項、第3項及び第10項の規定の適用がないものとして計算した場合において納付すべき相続税額があるものに限られるのであるから留意する。

第32条((更正の請求の特則))関係

(法第32条第1項第9号に掲げる「事由が生じたこと」の意義)

32—5 . . .

(注) 昭和45年7月1日付直審(所)30「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)137の2—4((納税猶予の任意のとりやめ)) (137の3—1により準用する場合を含む。)により、所得税法第137条の2第1項の規定による納税猶予の適用を受けている個人から、納税猶予の期限より前に、所轄税務署長に対し同項の規定による納税猶予の適用を取りやめる旨の書面による申出があり、かつ、その納税猶予分の所得税額に相当する所得税の全部の納付があった場合にも、当該納税猶予の期限が確定し、更正の請求ができることに留意する。